

第1部 米国の職業・技術教育実施計画の全貌
(1967～68年を中心に)

出典： ユネスコ主催第31回公立学校教育国際会議報告書
(1968年7月)“アメリカ合衆国公共教育の発展”より

Contents (第一部内容)

I	人力開発の立場からの職業教育	1
II	連邦政府との関係事項	2
III	職業教育の歴史的背景	2
IV	職業教育法への批判	4
V	職業教育関係の経費	8
VI	職業教育を供与する各施設機関	9
VII	失業者及び未就職者のための職業訓練	10

米国の職業・技術教育実施要領

合衆国に於ける職業教育は各個人が市民としての責任を果し得るように彼等を啓蒙開発する全体的努力の中核をなすものである。このような教化指導は国全体を通じて各年齢層の人々のために意図されている。

職業教育を国民に授けるに当ってはそれが現実的又予測的雇用機会の観点から実際的なものであり且つ青少年や成人のニーズ(必要点)や関心や能力に即応したものであり、訓練によって利益を得しめるように法が要請するものである。

職業教育にとって必要欠く可からざるものは基本的一般教育である。

成人たる者の義務(生計を樹立することも含んで)に処する準備段階に於て学生達は一般教育を通じて通常獲得される基礎的知識と態度(心構え)及び基礎的習熟技能の力を身につけなければならない。学生達が啓蒙され大人になるにつれて職業教育と一般教育が混成されて一連の有意義な学習経験を生み出すのである。

1 人力開発の立場から

-The manPower Situation-

合衆国の人力開発政策の狙いは、国としては経済的に発展する必要から又各個人としては情勢の変化から利益を享受しその変化に参加しそしてそれに適応してゆける能力を身につける必要から生じた条件にかなった労働力を準備保有することにある。

此の政策は教育の経済的重要性と各個人が社会に貢献する一員としての重要性とを共に認容するものである。

過去の世紀を通じて労働力の流動経過を見るとそれは人間の生活の基盤としての食糧・財貨の生産に本来関係ある段階から始まって財貨の大量生産に移向する段階を経て今日の生産とサービス両面を強調する段階へと進んできたのである。

此の進展は国家経済の産業的及び職業的構造の著るしい変化へと移行した。

1956年になって始めて非筋肉労働者(専門、職管理職、事務職、販売部門関係の労働者)の数が筋肉労働者(現場の技能職・半熟練労働者、一般作業職)の数を圧倒したのである。そして非筋肉労働者(所謂頭脳労働者)の急速な増加と筋肉労働者(所謂肉体労働者)の漸増とが今後続くものと期待される。更に又サービス関係の労働者の数は平均以上に速く増加し、農民や農業労働者の数は益々減少を続けるものと予測される。専業農家以外の農業人口で雇用機会が増加しつつある。婦女子は職場で重要な役割を続けるし、婦女子の雇用は多方面の職域で増加しつつある。

1975年迄に8,870万人が雇用されるであろう、この数は1965年時代の雇用労働者7,220万人の23%増となる。人口の変動、技術革新、その他の社会変化がもたら

す圧力の増大は教育計画に影響を与えるであろうし、特にそれらの社会変化が雇用市場に対する大衆の準備対策に関連する場合に於て然りと云える。

増大する人口に対し教育と訓練を供与する必要と相呼応して高まるものはその増大人口の中に在る特定グループに対する関心の度である、即ちその特定グループとは身障者、精神薄弱者、中高年労働者及び無教育者である。これら特定の人々の啓蒙開発は積極経済政策上の人力開発と職業的要請を必要に応じて修正する措置と関連しなければならない。

II 連邦政府との関係事項

連邦政府は合衆国に於ける教育を助長促進し、その編成計画の或る部分に対し屢々支援の資金を供与するものである。然しそのことは教育全般の組織や管理に責任を持つと云うことではない。

即ち合衆国各州がそれ自体の教育組織を持ち、それ自体の教育方針(政策)を樹立するのである。従って教育の実施面では国全体を通じて各州で異っている。

職業教育の分野では、連邦政府としては従来から各州に於て職業教育計画や所要施設の確立設置、改善及び拡張を進めることを奨揚して来たのである。又これらの職業教育に関する諸活動は各地方地方の必要性に基づき且つ各地方の参加を俟って州政府の管轄統制の下に実施されている。

即ちこれら職業教育活動は各州毎に州の職業教育委員会(a board of vocational education in each State)がその考案した州計画の線に沿って企画し管理する。

各州政府が供与する職業教育活動とは、指導権、管理機能、職業教師の教育及び職業進路指導業務である。その上更に各州は州計画に従って各州の財政的負担金を支出し又連邦からの援助基金を支弁する。

連邦政府側の協力としては、各州に対する部分的な財政支援とか、職業教育上望ましい政策や基準を各施設に広める際の助力とか、その他効果的教育計画の樹立に対する支援のための各種の業務が挙げられる。

連邦と州との双互間の満足すべき連繋を通じて職業教育と技術教育の恩恵は、全国に汎って増大する青少年や成人達に絶えず奉仕すると云う基潮に従って拡大浸透してゆくのである。

III 職業教育の歴史的背景

合衆国の職業教育に就ては、アメリカ大陸に最初の植民者がやって来た時から或る種の形で教導されてきたのである。

国家的指導者達は、よく訓練された人力の適切な供与を可能ならしめるような諸計画を樹立しようと熱心に活動した。

更に職業訓練の国家的必要性から米国議会としてはこれらの諸計画を各州が樹立するに

当ってこれを奨励し支援するために連邦基金を供与するの必要に迫られた事実を関心ある人々は至当なことだと認めた。

全国民に職業教育・技術教育の諸計画を実施するために広汎な調査研究を経て1917年に至りスミス・ヒューズ法が国会を通過した。此の法律の公布によって、各州が実施する職業教育に関する連邦の支援する諸計画は学校教育の中核的部分として実動に移されたのである。

1917年のスミス・ヒューズ法(米国最初の職業訓練法とも謂うべきもの)の主要な目的とは、青少年及び成人をして職業(雇用のための準備をさせることであり、雇用労働者の地位の向上を促進し、且つ家庭及び家族生活を改善することである。

農業、製造業、加工業、市場販売の各分野で最高度の効率を達成し、かくして国民全体が世界市場で勝利の成功をおさめることが出来るようになる必要があることが認識されたのである。

職業教育に関する州の管理や職業教師教育の諸計画の確立に関する各条項が作成された。

スミス・ヒューズ法及び附属条令の各条項に基づいて職業教育・技術教育の総合的計画がおし広められた。連邦政府の援助基金によって職を求め人々や、既に手工業や工業、農業、商業(配給、流通)、家政、事務、保健及び技能的職業に雇用されている人々に広く職業教育を供与することが可能になったの

である。

二回の国家的危機を経て職業教育は生産増強を助長するような訓練計画を供与し更にその後になって熟練者の雇用への準備を助けたのである。

公共職業教育計画を通じて、青少年や成人が労働力に参加する準備をする上に指導相談業務が供与された。

1917年 米国最初の職業教育法の通過以来米国議会は次々と法律を採択し従来の諸計画を改善したり新しい職業教育計画を樹立することを企画した。それらの新法の中で比較的近代的な立法の一つとしては1962年に通過した人力開発訓練法(MDTA: the Manpower Development and Training Act)がある。此の法律によって失業者や未就職者に対する職業指導が可能となったのである。この外に近代的立法として1963年の職業教育法(the Vocational Education Act of 1963)が挙げられる。

1963年の職業教育法は職業及技術教育に対する連邦政府の援助の新しい面をつくり出したのである。全法は特定の種類の職業分野に於ける従来の認定訓練をそのまま継続して認め更にその分野に事務職訓練をもつけ加えた。(注:従来の特定職業分野とは農業商業・家政・技能と工業教育を指す)更に全法は各州が連邦基金をある職業分類から他の職業分類に転換することについて選択の自由を認めたのである。(末尾添附表2参照)

その上此の法律は特定の年令別グループの訓練のための附加基金を各州に供与したのでありこの訓練は訓練の職業的対象とは無関係に、グループ構成別に見ると高校生、後期中等教育の段階にある若者及び全日制の指導下に編入された成人、その他の教育コースに編入された若者及び成人、並びに特別の必要性(needs)を持った人々の各グループを対象としている。

本法の下で如上のことを可能ならしめた著るしい動向の一つとして挙げられることは地域職業学校の建設設置である。(末尾添付表第4参照)※

(註： 地域職業学校 Area Vocational School は1963年職業教育法公布の年に71校開設されその後逐年設置され1967年末には各州合計1100校に達し更にその後の10年間の職業教育計画によれば更に1,000校増設の予定である。)

本法は又 職業教育を供与するための新しい而もより良い方法を開発するために意図企画された適切な研究計画の促進を計るものである。

1917年米国最初の職業教育法(所謂ミス・ヒューズ法)の議会通過以来今日迄逐年職業・技術教育コースに編入されて来た訓練生数の増加傾向の著るしいことは、次の年別編入数一覧で示される通りであり合衆国に於ける職業、技術教育の重要性が分るのである。

年次別	訓練編入数
1918年	164,186人
1928	858,456
1938	1,810,082
1948	2,835,392
1958	3,629,339
1968	※ 7,800,000 (※ 予測数)

(訳者注：合衆国に於ける伝統的な職業教育制度は移り変わりゆく労働市場のニーズに対する反応性が欠如していると批判され、これらの批判に答えて1963年の職業教育法が出来たが未だ充分に満足とは云えない)

IV 職業教育法への批判

添付表1及び表2の示す如く職業教育法による訓練生の在籍(編入)数は逐年増加しているが全法の定むる条項にも拘らず此の制度が今尚果して多くの不遇な人々或は重大な失業問題をかかえた人々に迄及んでいるかどうか明瞭な徴候は殆んどないのである。

今の処不幸にして正確な測定は出来ないが、1966年度に於ては職業教育法に基く教育計画に編入された訓練生総数の内僅に1.0%即ち59,376名の所謂不遇な人々、つまり特別の必要性を持った人々が含まれているに過ぎない。尤も此の数字は将来次の様に増加するものと期待される。

1966年	59,000人(全編入者数の1.0%)
1967年	155,000人
1970年	375,000
1975年	750,000(全編入者数の5.4%)

表1 連邦政府の資金援助による年別職業教育計画編入生数

年次別	在籍数
1918	164,186
1928	858,456
1938	1,810,082
1948	2,835,392
1958	3,629,339
1968	17,800,000

¹Estimated.

(1963年以降の数は職業教育法に基づくスクール・ベースの編入数)

表2

公共の職業教育施設で連邦政府の資金の援助を得て各部門別に編入された訓練生数
年度別一覧表(1918~1966)

ENROLLMENT IN FEDERALLY AIDED VOCATIONAL CLASSES, BY TYPE OF PROGRAM, 1918-66

年次	合計	農業	販売業	家政業	手工業と工業	(保健) 準看護業	技術教育	事務職
Number (in thousands)								
1918	164.2	15.5	—	30.8	117.9	—	—	—
1948	283.61	64.08	22.9	113.98	762.6	—	—	—
1960	3,768.1	796.2	33.8	1,588.1	938.5	40.2	101.3	—
1961	3,855.6	805.3	36.1	1,610.3	963.6	47.3	123.0	—
1962	4,027.7	822.7	31.1	1,725.7	1,005.4	49.0	148.9	—
1963	4,217.2	827.8	39.6	1,839.4	1,001.8	54.0	184.6	—
1964	4,566.4	860.6	34.1	2,022.1	1,069.3	59.0	221.2	—
1965	5,430.6	887.5	33.3	2,098.5	1,087.8	66.8 ^c	225.7	730.9
1966 ^b	6,105.8	907.3	40.3	1,925.0	1,278.2	83.5 ^c	254.1	1,237.1
1968	7,800.0							
(推定) Percent Distribution (各職業教育部門別分布率)								
1918	100.0	9.4	—	18.8	71.8	—	—	—
1948	100.0	22.6	10.3	40.2	26.9	—	—	—
1960	100.0	21.1	8.1	42.1	24.9	1.1	2.7	—
1961	100.0	20.9	7.9	41.8	25.0	1.2	3.2	—
1962	100.0	20.2	7.9	42.4	24.7	1.2	3.7	—
1963	100.0	19.6	7.3	43.6	23.8	1.3	4.4	—
1964	100.0	18.8	7.3	44.3	23.4	1.3	4.8	—
1965	100.0	16.3	6.1	38.6	20.0	1.2 ^c	4.2	13.5
1966 ^b	100.0	14.8	6.8	31.5	20.9	1.3 ^c	4.1	20.3

a Includes enrollment in fishery occupations.

b Provisional, subject to final review of state reports.

c Designated as "Health Occupations" in 1965 and 1966.

準看護業務の項は1965,1966各年度は保健一般として計上

Source: U.S. Department of Health, Education, and Welfare, Office of Education.

資料: 連邦教育局による。

1917年米国最初の職業教育法とも云う可き所謂スミス・ヒューズ法の議会通過以年毎年職業・技術教育コースに編入（在籍）された訓練生数は表1に示す通り逐年増加している。

それを更に詳細に教育職種別に示したのが表2である。何れも連邦政府の援助基金(Federal Aid)によるものであるが従来の職業部門が表に示す如く農業、販売業(distributive occupations)、家政業(home economics)、手工業・工業、保健(practical nursing 准看護婦業)、技能的教育の各教育計画に別れて教育訓練を実施して来たが更に1963年の職業教育法の公布によって新た

に事務職(office occupation)部門が追加され表2に示す如く1965年度からの訓練生数が殖えている。

表2で目立つのは、農業部門の訓練生数の増加率が他の教育部門の率に比して著減している傾向は1963年の職業教育法公布以後のことである。又1965年からの“事務職”と云う新しい訓練部門の出現で、他の部門の逐年分野比率に影響が及んでいる。

尚、各教育レベル別に見た職業教育法に基づく教育コース別の編入生数の対比及び編入数比率(1966年次)は、附表3の示す通りである。

表 3 職業教育編入数(教育コース別) 1965-66年次

教育分類	総計	中等教育		後期中等教育		成人教育		特別の必要に基くもの	
		編入数	比率	編入数	比率	編入数	比率	編入数	比率
農 業	907,354	510,279	56.2	5,987	0.7	390,388	43.0	700	0.1
販 売 業	420,426	101,728	24.2	15,833	3.8	301,116	71.6	1,749	0.4
保 健	83,677	9,793	11.7	36,496	43.6	37,065	44.3	323	0.4
家 政 業	1,897,670	1,280,254	67.5	2,652	0.1	602,363	31.7	12,401	0.6
事 務 職	1,238,043	79,836	6.45	165,439	13.4	271,149	21.9	3,087	0.2
技 術 教 育	253,838	28,865	11.1	100,151	39.5	124,730	49.1	92	0.04
手 工 業 と 工 業	1,269,051	318,961	25.1	115,539	9.1	803,901	63.3	30,650	2.4
	6,070,059	3,048,248	50.2	442,097	7.3	2,530,712	41.7	49,002	0.8

資料：連邦教育局 職業技術教育部

職業・技術教育運営発展の指標

職業教育とは、職業に直接関係のある技能や手腕能力を養成するために意図された組織的な教育指導を謂う。(但し茲で謂う職業とは専門的職業以外の各職業を指す)

職業教育の諸計画(プログラム)は学校当局や雇用主達によって決定されるように雇用機会に直接関係するものである。

職業教育の主要目的は人々に有用な雇用の

為の準備をさせることである。即ちそれは労働者が自分の職業分野で必要とされる技能や手腕能力を養成するために訓練を供与することにある。

職業教育は職業の場に既に這入っている人若くはこれから這入ろうと準備している人及び与えられた教育指導によって利益を得ると期待され得る人々の必要(ニーズ)に応えられるように意図されている。

職業指導は生徒達の効果的なフォロー・アップも含めて職業教育の中核的且つ継続的部分を占めるものである。即ち生徒達は職業指導の助けによって、自己の関心(興味)、能力、適性、限度及び雇用機会に基づいた職業撰択をするのである。又彼等が雇用された後で自分個人の職業的適応を計る上に於ても職業指導が助けとなるのである。

職業教育を担当する教師や調整官達(教師と学校管理者との調整役としての Coordinator : 所謂研修監理員とも謂う)は教育指導の分野で適格者であることが期待され、彼等は生徒達を指導し又教育上の適切な専門的適性能力を持つ有能者であることが期待される。

合衆国に於ける公共職業教育は当局(公共的)の監理又は統制下に置かれる。即ち公共職業教育は、州又は地域社会(Community)に於ける職業教育に必要な公立学校運営基金の使途処理に責任を持つ州又は地方機関の指示の下に組織編成され運営されるのである。つまり職業教育の責任を持つ州又は地方教育

機関の当事者が教師を採用したり、生徒達の学校入学資格の有無を決定したり、学校の履習コースの内容や編成・教科課程等を決定するのである。

各州は州レベルの教育計画を管理する責任を負う州機関を指定する。州当局は職業教育計画を実施するための州としての案を合衆国教育委員会に付託してその承認を求めるのである。各州は定期的に毎年政府教育局に報告を提出する。

合衆国政府教育局は連邦政府と州政府の協力に成る職業教育計画案の管理行政の責任を負うものである。教育局は各州に対し相談諮問の役割を持ち各州の教育機関が州の計画に定めた各条項を実施するに当ってそのやり方の評価を手助けするのである。

特定職種の訓練コースや訓練計画はそれぞれの職業部門の代表者達からの助言や協力によって企画され実施される。

特定職業の訓練は訓練生の技能を生産市場で役に立つ程度に迄伸ばすように実施しそれによって彼等が当初の雇用の場で成就し且つは将来の進展に備え得るようにするのである。

所謂「自分でやって見てやり方を覚える」と云う原則が職業教育の全ての面に適用されるのである。これこそは学校教育と現場の作業条件とのギャップを実際的に橋渡しすることの助けとなるのである。

職業教育に関する調査研究や実証研究は奨揚され又支援されるものである。

此の方針の下に1965年春、職業・技術教育に関する二つの調査研究センターが設置された。その一つはノース・カロライナ州立大学(Raleigh市)に、他の一つはオハイオ州立大学(Columbus市)に開設された。これらの研究センターで各種の職業・技術教育計画が企画され、その教育が果たす役割の再評価がなされるのであり、連邦政府の資金援助によるその調査研究の成果は連邦教育局によって連邦教育資料として広く評価されるのである。

V 職業教育関係に投入した経費

1917年米国最初の職業教育法の国会通過以来米国議会は連邦基金を各州に交付することを承認し職業技術教育計画の推進発展に寄与して来たのである。国全体の職業技術教育振興のためには連邦政府、各州政府及び各地方自治体三者がそれぞれ財政面の分担をしているのである。その財政負担の割り合ひを1966年度の例で示すと：

総額792百万ドルが職業技術教育のために投入されたが、その内連邦政府が235百万ドル、各州政府が213百万ドル、そして各地方自治機関が344百万ドルを、それぞれ分担支出した。

下に示す経費支出内訳は総額578.6百万ドルであるが、これは上記総額の内から学校施設建設費、調査研究費、教育行政管理費を控除したものであり、各職業教育別に分類した金額の内訳を示すものである。

1966年(単位百万ドル)

農業教育費	88.5
販売業 "	27.4
漁業 "	0.6
保健 "	21.8
家政業 "	109.9
事務職 "	85.4
技術教育費	58.5
手工業・工業 "	186.1
合計	578.6

合衆国では数多くの施設機関(agencies)が色々の型の職業訓練を提供している。先ず①各公立学校では、青少年に対しても又既に雇用関係にあり、又はこれから雇用関係に這入るとしている成人に対しても指導教科を与える。1968年代を通じて700万人以上の青年及成人が職業教育実施計画に乗せられるものと予測されている。

「尙1966年度現在全国公立学校数は、26,700校で、1967-68学校年に於ける生徒数男女計12,310,000名であった。」

又、公立学校即ち公共の職業教育機関で実施する職業訓練は連邦政府の資金の援助を受けている関係で日本の公共職訓と全じ性質と云える。

②一方見習工養成計画も今尙広汎に或る種の職業分野で活用されている。これらの養成計画は労働省見習訓練局によって推進されている。建設産業筋では通例これら見習工の半数以上を訓練計画に編入している。その他の見習工の訓練は殆んど板金、印刷、

自動車整備及び修理業の職種で占めている。

大低の見習工訓練計画はその期間が2年乃至4年であり、中には8年制もある。訓練計画の殆んどは144時間の関連学科の指導を含んで居りこれは各公立学校で実施される。

- ③ 事業内の訓練は、その事業体としての直接の必要性に応ずるために実施されるもので、例えば新規に工員が採用されるとか従来の工員が職場を移されるような場合に生ずる新しい必要性に応じて訓練が与えられる。

大低の事業内訓練は特定の定まった規則ではなく、それぞれの自由裁量によって現場で実際に即応して実施される (on-the-job training) であり、その事業体の直接の生産又はサービスの要請に関連した訓練形態が採られるのである。

- ④ 労働組合としてもその組合員の教育訓練については積極的に関心を持っている。労働組合の中には組合独自の職業学校を雇用主とは独立して又は雇用主側と協同して運営するものもある。

- ⑤ ラジオ、テレビ、電子工学等の分野で特別の型の職業訓練を供与する通信講座制の学校がある。

- ⑥ 又全国を通じて多数の私立の職業学校も設置されて来た。その中には職種が溶接科コース一本だけのものもあり、又応汎な各職種を用意している学校もある。

以上各 agencies による職業、技術教育の中で特に最近注目されて来ている地域職業学校の活躍を紹介して見よう。

Area Vocational Schools

- (A) 先ず米国に於ける地域職業教育計画はいかように進められたか。

米国に於ける技能者 (テクニアン) の不足は1960年度において、約775,000名であった。この不足の傾向は1975年迄に至って米国の必要とする技能者はこの数字の2倍乃至3倍に至るであろう。

専門の技能者を必要とする産業分野は農業、商業、保健科学、政治 (行政) の如き工学的 (engineering) 以外の専門分野に於ける技能者である。

建設業、自動車製造業、金属工業、運輸通業に於ける技能者やそれに類似した労働者の数は1975年迄に30%増加する見込みである。

1958年の米国議会は技能労働者 (technical and skilled workers) の増加の必要性を承認し更に又国防に必要な職業に於ける訓練に対する連邦政府の援助の条項附けを承認した。此の訓練は或る州では地域職業学校及び地域職業訓練講座 (course) と云う形ちで地域職業教育に対し援助を与えることによって実施出来るようになった。これらの訓練計画は単一地域社会又は地方学区よりもっと広域地域内に居住する生徒達の訓練ニーズ (needs) に役立つように仕組みられている。

1910年から1920年迄の10年間にコネチカット州、ノースダコタ州で地域ベースの地域訓練計画が樹立された。この間に合計21の地域職業教育計画が開始された。

1934年にはルイジアナ州で州職業教育局の管理の下に地域職業学校に関する州全般に渉る計画が樹立した。

この地域職業学校は31校に及び州の各地域に渉って青少年及び成人のための職業教育、技能教育を与えた。

米国全体から見れば33州及びコロンビア特別区に於て合計300校の地域職業学校が約150万人の生徒を収容訓練した。

(B) 1963年を契機として、それ以後の地域職業学校の急増。

1963年には71校の地域職業学校 Area Vocational Schools が開校した。別に37校が建設中であつた。尙計画中のものが53校であつた。これらの学校の管理は各種の部局機関の下に行なはれる。例えば、州の地方管理局 (Local Board of Control) が管理するものが11州、州職業教育局の管理するもの13州 (State board for vocational education) であり、又或る州では、地域管理局 (Regional board of control) の所管である。尙郡管理局 (county board) にまかせている州が一つある。(この1963年という年は職業教育法が公布された年でその前年1962年にはMDTA即ち人力開発訓練法が制定された時であり、米国としては職業・技術教育が政治面にも教育面にも盛り上つた時期である。)

即ち1963年の職業教育法の公布が主要な原動力となつて地域職業学校 (area schools) は茲来毎年250校位いつつの割合で開設され、1967年末には合衆国全体で1100校となり、その後の10年間には更に約1000校以上が開校される見込みである。(1959年次と1966年次の地域職業学校数の対比数は別添表4を参照せられたい。)

地域職業学校の供与する職業教育レベルは屢々、高等学校又は後期中等教育程度及び成人レベルでの訓練である。

地域職業学校は多くの利益を社会に提供するものであり、その利益の中には国民の大きな層に行きわたっている広汎な税金ベースを含んでいる。そこで与えられる訓練機会は個々の社会に奉仕する比較的規模の小さな学校でよりもっと多くの人々が享受出来るのである。

更に地域職業学校では、もっと広汎な訓練教科課程が供与され、而もそれはより多くの職業選択と、緊急な訓練ニーズに訓練計画を適応させるような運営上の柔軟性に即応して供与されるものである。

VII 失業者及び未就職者のための職業訓練

前各項に於て専ら職業教育法を中心とした職業・技術教育の全貌を説明して来たが、本項では職業教育法と並んで二本の柱のも一つの柱であるMDTA (人力開発訓練法) のその後の成果にふれて見る必要がある。本法の概要については、既に訓大調査研究報告書39年度No.1を以て解説した処であり、ここでは法の内容については省略するが、1962年の人力開発訓練法はその後一部修正を見た如く各人がその自己の有する潜在的能力を開発する機会を保障され、各人が自主自立出来るような満足すべき状態を確保出来るように保障されるが如き国家的人力政策を政府が国民に公約したものである。

本法の対象は失業者又は未就職者であり、彼等に職業教育計画の支えを通じて所要の技能 (skill) を開発し実 (みのり) ある雇用に就かせることが目的である。又社会が必要とするそれらの技能の訓練を受けた人々の不足を

解消することにも、本法は寄与するのである。

表 4

職業教育を実施中の各学校別数

NUMBER OF SCHOOLS OFFERING VOCATIONAL EDUCATION BY TYPE OF INSTITUTION

Type	1959	1966	Percent change
Regular or comprehensive secondary school 普通又は複合中等学校	14,408	15,592	+8.2
Vocational-technical secondary 職業・技術中等学校	769	431	-44.0
Community or junior college 短大	174	385	+121.6
Technical-vocational postsecondary 技術・職業後期中等学校	22	290	+1,218.1
Combination secondary-postsecondary 複合制中等・後期中等学校	No Data	186	
Under contract 契約中	No Data	14	
Totals	15,373	16,898	+9.9
※Number serving as area vocational schools 職業教育を実施中の地域職業学校数	315	572	+81.6
Secondary (中等教育レベルの職業教育)	64	414	+546.8
Postsecondary (後期中等教育レベルの職業教育)			

(379) (計986校)

※地域職業学校：

1963年の Vocational Education Act の公布により拍車をかけられて従来年当り約250校が開設

1967年末には1100校となる。次の10年間に更に1000校が建設されることになろう。

(1966年度で合計986校)

更に又本法に基く訓練は職を失った人々にも
 供与されるものであり、彼等がその職場に於て
 技術革新のテンポにとり残されぬように訓練を
 促進する目的をも有するものである。多くの産
 業が熟練技能工の不足に深刻に悩んでいる反面、
 多くの人々が職を求めて苦しんでいるのである。
 訓練されていない人々は雇用が困難である。訓
 練されていない人々は往々にして教育程度が低
 く又職業的技能を欠いている事が多く、米国で
 はそのような教育の低い技能を持たない青少年
 の未就職率が高いのが特徴なのである。

1962年のMDTA公布以来これ迄に如上
 のような青少年や成人達が約75万人訓練され
 て来た。そしてその内約75万の人々が訓練を
 完了して実(ミノリ)ある雇用の場を発見して
 有用な職に就いた。それら訓練生の大半は、各
 家庭の長であり、又多数は年齢22才以下であ

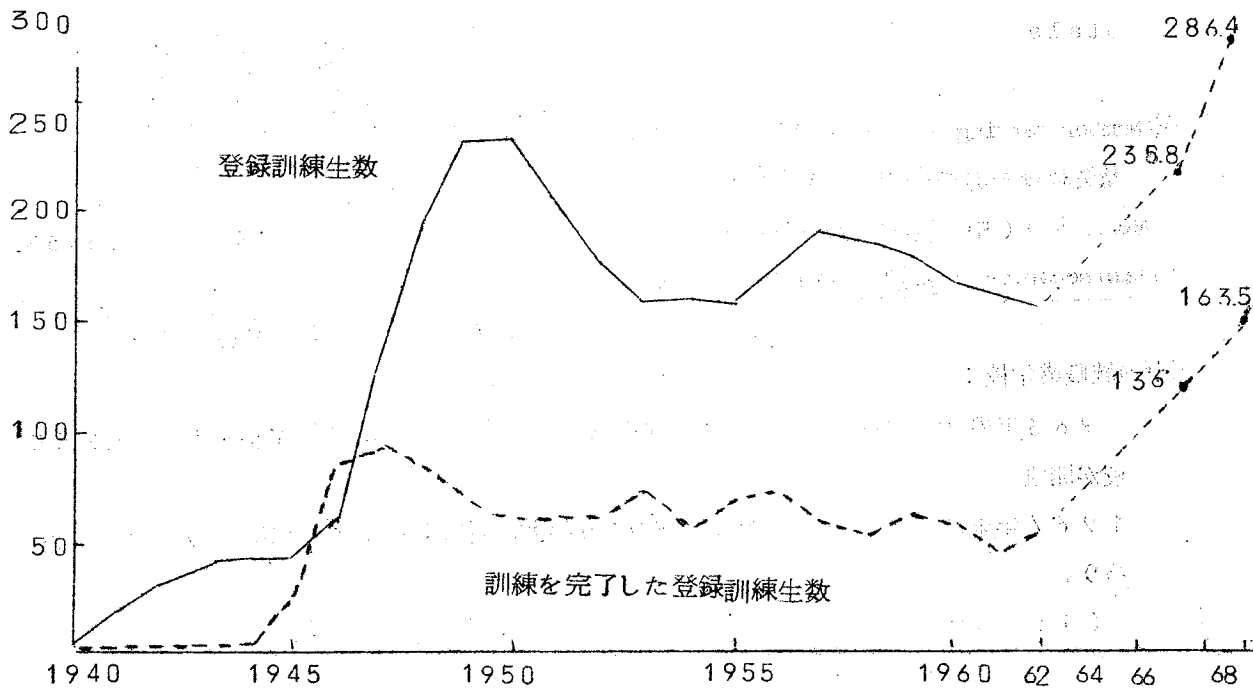
った。(彼等は高等学校を修了しておらず、又、
 職業訓練も受けていなかった者達であった)即
 ちそれ迄彼等は生産労働者としての経験は殆ん
 どもなかったのである。

尚 年齢45才を過ぎた所謂中高年労働者の
 技能の再訓練の面でも、本法は適用されている
 が、その訓練計画がうまく行くか否かはそれら
 中高年労働者が再訓練された後に、雇用主側で
 果して彼等を再雇用する意思が有るか否かに、
 かかっている。

尚1940年以後、各年別のMDTA登録訓
 練生数及び訓練完了者の年別傾向は附表5に示
 す通りである。

尚参考資料として、アメリカ合衆国の教育機
 構を附表6として、又年次別高等学校卒業生数
 と17才年齢人口との対比表を附表7として、
 更に合衆国高等教育機関(大学等)の年次別学位
 授与数を附表8として添附して読者の便に供した。

計画に編入された訓練生数(単位1000名)



MDAによる訓練施設及び現場訓練に編入された訓練生数及び完了数(1968・4月
 の大統領人力報告による)

1962.8月~1967.6月迄の合計	編入数	790.4
(単位 1000名)	完了数	467.2
	訓練後雇用	366.0

尚 合衆国労働省 Manpower Administration の資料では：

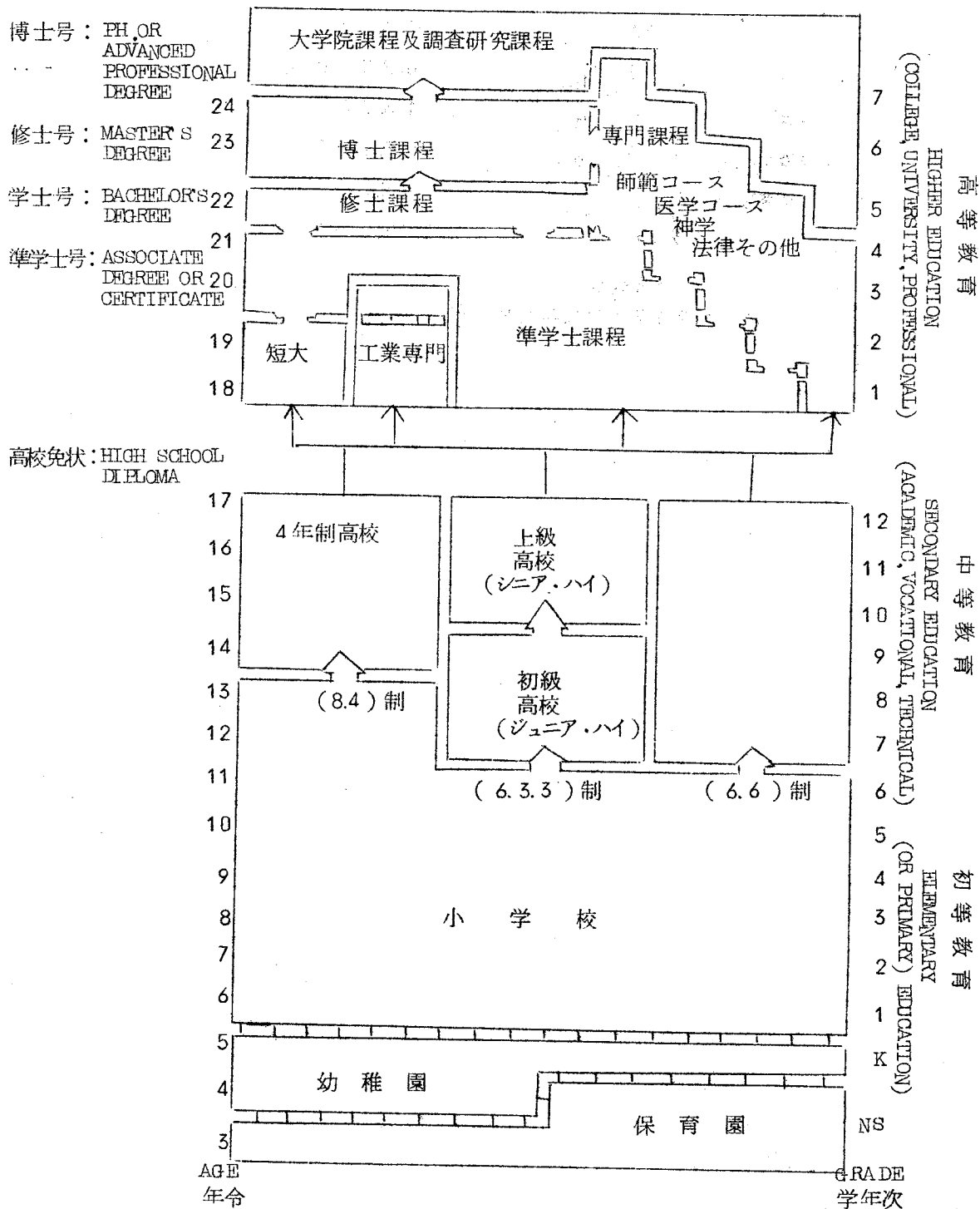
MDTA	編入数
1963	62,000名
1964	116,600
1965	173,100
1966	230,300
1967*	226,000

* 1967年の数字は9月迄

附表 6

アメリカ合衆国の教育機構

THE STRUCTURE OF EDUCATION IN THE UNITED STATES



附表 7

年次別高等学校卒業生数及び17才年齢人口との対比

学 校 年	17才年齢人口 ²	高 校 卒 業 者 数 1			17才年齢100人に対する高卒者数対比
		計	男	女	
1869-70	815,000	16,000	7,064	8,936	2.0
1879-80	946,026	23,634	10,605	13,029	2.5
1889-90	1,259,177	43,731	18,549	25,182	3.5
1899-1900	1,489,146	94,883	38,075	56,808	6.4
1909-10	1,786,240	156,429	63,676	92,753	8.8
1919-20	1,855,173	311,266	123,684	187,582	16.8
1929-30	2,295,822	666,904	300,376	366,528	29.0
1939-40	2,403,074	1,221,475	578,718	642,757	50.8
1949-50	2,034,450	1,199,700	570,700	629,000	59.0
1951-52	2,040,800	1,196,500	569,200	627,300	58.6
1953-54	2,128,600	1,276,100	612,500	663,600	60.0
1955-56	2,270,000	1,414,800	679,500	735,300	62.3
1957-58	2,324,000	1,505,900	725,500	780,400	64.8
1959-60	2,862,005	1,864,000	898,000	966,000	65.1
1961-62	2,768,000	1,925,000	941,000	984,000	69.5
1963-64	3,001,000	2,290,000	1,121,000	1,169,000	76.3
1965-66	3,524,000	2,644,000	1,314,000	1,330,000	75.0
1966-67 ³	3,519,000	2,650,000	1,318,000	1,332,000	75.3

註：1. (公・私立高校卒を含む)

2. (国勢調査局データによる)

3. Preliminary data.

Note. —Beginning in 1959-60, includes Alaska and Hawaii.

(1959~60年次の当初より、アラスカ、ハワイの数を含む)

資料：合衆国保健・教育・厚生省教育局発行“教育統計ダイジェスト”より

附表 8

合衆国高等教育機関（大学等）の授与せる学位号年次別数内訳

Year 年次別	全学位数	学士数	修士数	博士号授与数
	Earned degrees conferred			学位授与数別
	All degrees	Bachelor's and first professional	Master's except first professional	Doctor's
1869-70	9,372	9,371	0	1
1879-80	13,829	12,896	879	54
1889-90	16,703	15,539	1,015	149
1899-1900	29,375	27,410	1,583	382
1909-10	39,755	37,199	2,113	443
1919-20	53,516	48,622	4,279	615
1929-30	139,752	122,484	14,969	2,299
1939-40	216,521	186,500	26,731	3,290
1949-50	496,661	432,058	58,183	6,420
1951-52	401,203	329,986	63,534	7,683
1953-54	356,608	290,825	56,788	8,995
1955-56	376,973	308,812	59,258	8,903
1957-58	436,979	362,554	65,487	8,938
1959-60	476,704	392,440	74,435	9,829
1961-62	514,323	417,846	84,855	11,622
1963-64	614,194	498,654	101,050	14,490
1965-66	709,832	551,040	140,555	18,237
1966-67	721,600	570,000	132,800	18,800

1 Estimated.

Note.—Beginning in 1959-60, includes Alaska and Hawaii.